

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成20年7月31日(2008.7.31)

【公開番号】特開2005-350059(P2005-350059A)

【公開日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【年通号数】公開・登録公報2005-050

【出願番号】特願2005-167681(P2005-167681)

【国際特許分類】

*B 6 0 C 17/04 (2006.01)*

【F I】

B 6 0 C 17/04 Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年6月6日(2008.6.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

タイヤ内部でホイールリム上に装着されるランフラットサポートリングであって、前記タイヤはトレッドストリップ領域を有しており、前記ホイールリムは、車両中心寄りサイドと、車外寄りサイドと、少なくとも1つの環状凹部及び1つの環状隆起面とを有しており且つ軸方向を規定しており、

当該ランフラットサポートリングは、前記ホイールリムの周りに装着するように構成された実質的に円筒状の部材と、当該円筒状の部材の周りに周方向に配置された複数の壁部材とを有しており、

前記円筒状の部材は、空気圧が失われたときに前記タイヤの前記トレッドストリップ領域に接触するための半径方向に最も外側の面を有しており、前記円筒状の部材は更に、前記ホイールリムに当該円筒状の部材を固定するための半径方向に最も内側の面を有しており、

前記複数の壁部材の各々は、前記半径方向に最も外側の面と前記半径方向に最も内側の面との間に半径方向に延在しており、前記複数の壁部材の各々は、前記車外寄りサイドで单一の壁として構成され、前記ホイールリムの前記軸方向に沿って分岐して、前記車両中心寄りサイドの2つの壁となり、前記車両中心寄りサイドの前記2つの壁の各々の厚さは、前記車外寄りサイドで前記単一の壁の厚さより大きい

ことを特徴とするランフラットサポートリング。

【請求項2】

前記半径方向に最も内側の面は、(1)上記環状凹部と係合するように形成された複数の周方向に配置された隆起部と、(2)上記凹部に隣接して前記ホイールリムと係合するに形成された複数の周方向に配置されたタブと、(3)上記環状隆起面と係合するように形成されて、長手方向が前記軸方向に延びる複数の周方向に配置されたリブとを有していることを特徴とする請求項1に記載のランフラットサポートリング。

【請求項3】

前記タブは、前記隆起部の間に少なくとも部分的に位置していることを特徴とする請求項2に記載のランフラットサポートリング。

【請求項4】

前記タブの形状が矩形であることを特徴とする請求項3に記載のランフラットサポート

リング。

【請求項 5】

前記リブは、前記タブに軸方向に隣接して、前記タブの車両中心寄りに配置されていることを特徴とする請求項 2 に記載のランフラットサポートリング。

【請求項 6】

前記隆起部は、前記半径方向に最も内側の面に対する高さが約 1.7 mm 以下であることを特徴とする請求項 2 に記載のランフラットサポートリング。

【請求項 7】

前記複数の周方向に配置されたリブは、前記半径方向に最も内側の面の周りに周方向に互いに離隔されている約 8 個から 12 個のリブからなることを特徴とする請求項 2 に記載のランフラットサポートリング。

【請求項 8】

前記単一の壁の各々は、前記車外寄りサイドで、前記隆起部の少なくとも 1 つに半径方向に隣接して位置していることを特徴とする請求項 2 に記載のランフラットサポートリング。

【請求項 9】

前記単一の壁と前記 2 つの壁とは、前記半径方向に最も外側の面と前記半径方向に最も内側の面との間に実質的に Y 字形構造を形成していることを特徴とする請求項 8 に記載のランフラットサポートリング。

【請求項 10】

前記単一の壁は厚さが大体約 5 mm であることを特徴とする請求項 8 に記載のランフラットサポートリング。

【請求項 11】

前記壁部材の各々は、前記サポートリングの周方向に沿って互いに結合されていることを特徴とする請求項 2 に記載のランフラットサポートリング。